

日常生活の便利な足 ~病院への通院や家族とのお出かけなど~

# 車いす対応車貸出事業

## ご利用できる方

東区内にお住まいの車いすを使用（足のケガ等で一時的な利用も含む）している方で、満21歳以上で事故の責任が取れる運転者を確保できる方。

## 利用負担

無料で利用できます。ただし、返却時にガソリンを満タンにしてください。



## 申込方法と利用の流れ

申し込みは平日の9時～17時

電話で  
車両の予約

※希望日に車両が  
空いているか  
確認して予約。



原則7日前までに窓口にて  
申込手続き

<必要なもの>

- ①車いす利用者 … 障がい者手帳や、介護保険証など
- ②運転者 ……………… 運転免許証
- ①②を確認の上、写しを頂きます。  
印鑑は不要。

車両寄贈：碧海信用金庫様

当日貸し出し

※自家用車の  
駐車スペースは  
あります。

(駐車中の事故等の  
責任は負えません)



## 貸出期間

最長3日間。(土日祝日、年末年始の12/29～1/3は含まず)  
貸出・返却の受付は平日の9時～17時です。

## 貸出の車



トヨタ ノアX

- 乗車定員は車いすでの乗車1名、その他運転者含め6名（計7名）ですが、後方がスロープになっているため、後部座席利用時は荷物の搭載はほぼできません。
- ETCは搭載、カーナビはついておりません。

## その他

- 自動車任意保険に加入しています。【対人・対物：無制限、車両保険免責5万円(利用者負担上限)】
- 違反などは運転者の責任になります。罰金やレッカ一代等は運転者負担になります。

お問い合わせ  
予約窓口

東区社会福祉協議会  
東区泉二丁目28番5号

TEL 932-8204 FAX 932-9311

事業の運営には地域の皆様からの賛助会費を財源としています

## 社会福祉法人名古屋市東区社会福祉協議会車いす対応車貸出事業実施要綱

### (目的)

第1条 この事業は、区内に居住する区民で、車いすを使用する障害者、高齢者及び傷病などで、一時的に車いすを使用することになった者並びにその家族に対し、車いす対応車の貸出を行い、日常生活の便宜や社会参加の促進を図ることを目的とする。

### (実施主体)

第2条 車いす対応車の貸出の実施は、社会福祉法人名古屋市東区社会福祉協議会（以下「本会」という。）が行う。

### (利用者の範囲)

第3条 車いす対応車を利用できる者は、区内在住の車いすを使用している者で、必ず車いす使用者が同乗する場合及び社会福祉法人名古屋市東区社会福祉協議会長（以下「会長」という。）が特に認めた者で、運転者を確保できる者とする。この場合の運転者は普通自動車第1種運転免許を取得し、日常的に自動車の運転を行っている満21歳以上の者で、交通事故等に対する責任能力のある者とする。

2 入所及び通所事業を行う社会福祉施設等が事業として使用する場合は貸出を行わない。

### (貸出期間)

第4条 車いす対応車の貸出期間は3日以内とする。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日（以下、「休業日等」という。）は日数に含めない。

2 貸出と返却は、休日等及び12月29日から1月3日までを除く日の9時から17時までとする。

3 12月28日から1月4までの貸出は行わないものとする。

### (利用の申込)

第5条 車いす対応車の利用を希望する者（以下「利用者」という。）は、「車いす対応車利用申請書」（様式第1号）及び運転者の運転免許証の写しを原則として利用日の7日前までに会長に提出しなければならない。

2 申請の受付は、利用日の3か月前の月の初日から行うことができる。ただし、その初日が、休業日等にあたる場合は、翌営業日とする。

3 前項の規定にかかわらず、会長が特別の事由があると認めた場合は、受付開始日より前に利用申込の受付をすることができる。

4 利用の申込にあたり当該年度の初回申込時に、車いす使用者の身体障害者手帳又は車いすを使用していることが明らかになるものの提示を求めることができる。

### (利用の決定)

第6条 会長は、申請内容を審査し適当と認めた場合は、車いす対応車利用許可書（様式第2号）を発行するものとする。ただし、利用内容が不適当と認められた場合は許可しない。

ことができる。

(利用の義務)

第7条 車いす対応車を利用して返却するまでの運転は、「車いす対応車利用許可書」に記載されている者が行うものとする。

2 利用者は、車いす対応車について善良な管理者としての注意義務を果たし、他の目的に使用してはならず、また第三者への転貸をしてはならない。

3 利用者は、利用期間中に事故等が起きた場合は、速やかに本会及び指定の保険会社に報告し、その指示に従わなければならない。

(損害賠償等)

第8条 車いす対応車の利用期間中の交通事故にかかる損害補償は、本会が車いす対応車について加入する自動車損害保険の範囲内とし、これを超える損害賠償額は利用者が負担する。ただし、車両保険を適用した場合については5万円を上限として、所要額を利用者が負担する。

2 車いす対応車の利用期間中に生じた自動車損害保険の対象外の損害賠償の一切の責任は、すべて利用者が負担する。

(利用者負担)

第9条 利用者は、次の経費を負担しなければならない。

(1) 燃料代

貸出時と同量にして返却し、返却時に最終給油時の領収書(レシート)を提示する。

(2) 走行中における通行料、駐車料等の使用料は、利用者負担とする。

(3) 第7条記載事項に従わないことにより生じた損害及び法令違反による反則金等については、利用者負担とする。

(貸出の中止)

第10条 会長は、事故等やむを得ない事由が生じた場合は、車いす対応車の貸出を中止することができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。